

# TPP加盟による 国民生活への影響

ニュージーランド・オークランド大学  
法学部教授  
ジェーン・ケルシー

# 本日の内容

第1部： TPPA交渉の背景

第2部： TPPA交渉の主な問題点

第3部： 公衆衛生制度と日本郵政の例に見る  
日本への影響

# 環太平洋戦略的経済連携協定とは？

「21世紀の協定」 — いずれの自由貿易協定(FTA)よりもはるかに大きく国境の枠組みを越えることを目指す

9カ国: オーストラリア、ブルネイ、チリ、マレーシア、  
ニュージーランド、ペルー、シンガポール、米国、  
ベトナム

実質的には米国+8カ国の様相。いかなる取り決めにも米国議会の承認を要するため。

# TPPA交渉の経緯

- 2005年 環太平洋戦略的経済連携協定(P4)ーチリ、シンガポール、ニュージーランド、ブルネイ投資・金融サービスを規定する章はなし
- 2008年2月 投資・金融サービスに関するP4交渉に米国が参加
- 2008年9月 米国が正式な加盟国としてP4への参加を表明
- 2008年12月 オーストラリア、ペルー、ベトナムも交渉に参加
- 2009年3月 交渉開始の予定であったが、オバマ政権が立場を決定するまで延期
- 2010年3月 オーストラリアで第1回交渉会合
- 2010年12月 マレーシアが交渉に参加
- 2011年6月 ベトナムで第7回交渉会合

# 2つの目的

商業的目的: 市場アクセス、投資、知的所有権、サプライチェーン統合、「規制の調和」

ただし、すでにこのほとんどが大幅に自由化されており、参加国の間にさまざまなFTAが存在。

戦略的目的: 中国、インド、韓国、日本を含むアジア太平洋自由貿易圏の根拠として「判断基準」となる協定

ただし、APEC・FTAに向けた提案は過去に却下。アジア各国は折り合いのつかなかった協定モデルに加盟するのか。

いずれの目的も、米国によるTPPA文書への同意に左右される。

# 作業グループ

市場アクセス

工業製品

農業

繊維製品

貿易の技術的障害

衛生植物検疫措置

原産地規則

関税協力

投資

サービス

金融サービス

通信

電子商取引

ビジネスモビリティ

政府調達

競争

知的財産

労働

環境

キャパシティー・ビルディング

貿易救済措置

法律・制度

# 今後のスケジュール

- 2011年8月 韓国、パナマ、コロンビアとのFTAの批准法案を米国議会に提出
- 2011年9月 米国の交渉会合
- 2011年10月 ペルーの交渉会合
- 2011年11月 APEC首脳会議がホノルルで開催  
TPPAの曖昧な「枠組み」に合意
- 2012年 米大統領選挙....
- 2013年 国民の関心は残っているか？

# 第2部：TPPA交渉の主な問題点

知的財産：医薬品、インターネット

投資家の権利、投資家対国家の紛争権限

繊維製品、原産地規則

国営の貿易会社

政府調達市場

農業：乳製品（ニュージーランド）、砂糖（オーストラリア）

検疫、遺伝子組み換え作物、食品表示

資本移動

労働規則

環境規則

# 主権と民主主義に関する問題点

- 文書は協定に署名するまで非公開である。
- 協定は脱退しない限り永続する。
- 規則や義務の変更は極めて困難である。
- TPPA加盟国の義務は他の加盟国に強制され、法人投資家は直接的に強制できる。
- 投資家には、政策的助言に参加する権利がある。
- 難局または最悪の事態、あるいは21世紀に新たな対応を迫られた場合でも、順応性は極めて乏しい。

# 第3部：作成者3日本の要望

日米貿易：(米国通商代表部USTRによる  
2011年外国貿易障壁報告書)

財貿易：米国第4位の輸出市場  
米国の輸出額 606億ドル、貿易赤字 600億ドル

民間セクターによる海外商業サービス：  
米国の輸出額 410億ドル、輸入額 210億ドル

米系グループ企業による日本での売上高：700億ドル  
日系グループ企業による米国での売上高：995億ドル

米国の対日直接投資：1,030億ドル（主に金融・保険、製造、  
卸売り）

知的所有権の使用料

作成者3

目次の第3部とタイトルが違いますが、原文通りにいたしました。

作成者, 2011/07/08

# 日本に対する米国の要望

## (日本の貿易障壁に関するUSTRの年次予測)

農業: コメ／豚肉／牛肉／小麦の輸入制度、関税率、  
検疫、食品の安全

サービス: 通信、金融／保険、流通(輸送／港湾)、IT、法律、  
教育

政府調達: 公共事業、PFI、IT

知的財産: 著作権の保護期間、インターネット・サービス・プロ  
バイダーの損害賠償責任

投資規則: 非公式な障壁

競争と透明性

# 日本の公衆衛生制度

公衆衛生制度の社会的役割はTPPAとは無関係  
保健市場における純粋に商業的な活動

対象領域:

私立病院

プライベート・ファイナンス・イニシアチブ (PFI)

オンライン／国境を越えた保健サービス

医療機器

医薬品

血液製剤

栄養補助食品

保健関連IT

BSE牛肉の輸入制限

遺伝子組み換え食品／食品表示

# 日本郵政

日本郵政の社会的役割はTPPAとは無関係  
米国の金融・保険業界のロビー団体がFTAに  
大きく影響

日本郵政(銀行、保険、郵便事業)に対する長年にわたる不満:

- 不当競争 (不公平な機会)
- 相互支援
- 異なる税法規
- 年金など、オンライン金融サービスに対する規制
- 透明性と開示の欠如

# 日本政府がTPPA交渉に参加したい理由とは？

1. 日本製品のTPPA市場へのアクセス確保と日本の投資家保護というが、現在、問題があるのか。  
日本は米国市場にアクセスすることになるのか。
2. アジア全域を網羅するFTAのプラットフォーム創設というが、日本にはASEAN+3と東アジア首脳会議という枠組みがある。
3. 日米間の戦略的関係を強化
4. 政治的に実現が難しい国内再編を秘密裏に押し進め、政策として固めることで、新政権がこれを覆すことができなくなる。